

令和 4 年度 事業 報告 書

(令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで)

NPO 法人 きらきら

1 事業実施の成果

聴覚障害児・者とその家族を支援する事業

令和 4 年度は赤い羽根共同募金の助成（3 年目）を受け、家族支援事業を提供した。

学習会（①）については、講演会（i）と手話教室（ii）を開催した。

講演会は、7 月に坂戸ろう学園の勝野崇介先生をお招きし『ろう難聴乳幼児の親子のコミュニケーション』を、3 月に松崎丈教授をお招きし『乳幼児期のろう児の子育て

～聴覚障害児との係わり方～』を開催した。令和 4 年度の手話教室は、手話単語にだけこだわらず、視線の使い方や伝える気持ちに大切に「心をつなぐ」をテーマに指導を行った。

その他に開催した保護者向け相談会（②）については、合計 3 回開催した。その中でも、ある 1 家族については、0 歳児から個別の相談を受け、全 3 回一年を通した支援を行うことができた。特に短い期間でたくさんの発達をする 0 歳から 1 歳の相談支援を継続的に行えたことで、ご参加いただいたご両親の不安を軽減し、日々の子育てに役立つアドバイスを提供することができたように思う。今回の経験を、令和 5 年度からの新たな赤い羽根共同募金の助成事業に繋げていきたい。

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

昨年度（令和 3 年度）から引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながらの運営であった。

研修は虐待防止（身体拘束）、接遇、手話の基礎知識、人工内耳・補聴器の扱い、不審者対応、交通安全（子供向け）、避難訓練（子供向け）等を行った。特に虐待防止については令和 4 年度より研修や委員会設置等が義務（未実施の場合は減算）となっているため、来年度以降も継続して行う。

群馬県立聾学校とは年度当初にご挨拶に伺う他、随時必要に応じて連絡を取り合い、連携を保っている。引き続き互いに連携を取りながら良い関係を築いていきたい。

利用状況は、年間平均 8.39 名／日であった。平成 30（2018）年度（6.74 名／日）、令和元（2019）年度（8.44 名／日）、令和 2（2020）年度（9.63 名／日）令和 3（2021）年度（9.21 名／日）と利用を増やしてきたが、前年度比 0.89 名／日の減少となった。前年度は小学 6 年生の利用も多く、小学部卒業に伴い固定利用が減少したことも一因と考える。現在定員一杯の曜日がほとんどであるが、一部受け入れが可能な曜日もあり、幼児の利用拡大を目指したい。ただし、送迎の手配が追い付かず、送迎の希望には応えられない可能性もある。送迎スタッフの募集が急務である。

送迎の対応件数は 852 件／年で、令和 3 年度 978 件／年より若干減少している。利用延べ人数は 1,246 人／年で、令和 3 年度 1,563 人／年より減少している。実利用人数の減少と比例していると考ええる。

障害者総合支援法による地域生活支事業

実施しなかった。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施回数	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数
聴覚障害児・者とその家族を支援する事業	① 聴覚障害に関する知識を深めるための学習会 i 講演会 ii 家族向け手話教室	① i 2回 ii 10回	① i、ii 聴覚障害児児童クラブ きらきら事業所	① i ボランティアを含む延べ26名 ii ボランティアを含む延べ67名	① i 聴覚障害児と家族延べ8家族 ii 聴覚障害児の家族延べ35家族
	② 相談会	② 3回	聴覚障害児児童クラブ きらきら事業所	② ボランティアを含む延べ26名	② 聴覚障害児と家族延べ5家族
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	③ 放課後等デイサービス及び児童発達支援事業 i 別に定める「聴覚障害児児童クラブきらきら運営規定」の通り実施した。	③ i 開所257日 放課後201日 学校休業日56日※1 送迎サービス 対応852件 延べ利用数1,246人	③ i 聴覚障害児児童クラブきらきら事業所、他施設等	③ i 施設職員14名程度	③ i 3～18歳の聴覚障害児延べ2,155名 ※2 放課後等デイ延べ1,911名 児童発達支援延べ244名
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	ii 利用者向けに「きらきらだより」を発行。	ii 月1回	ii 事業所	ii 施設職員2名	ii 延べ588名
	iii ブログ・HPにより活動の様子を報告した。※3	iii 適宜	iii 事業所	iii 施設職員3名	iii 不特定多数
	iv 運営に関わる説明会や研修会、演習を行った。※4	iv 11回	iv 事業所	iv 施設職員14名程度	iv 74人

※1：学校休業日とは、第2・4土曜や長期休みを指し、その日は終日開所となる。

※2：利用平均人数 8.39 名／日（昨年度平均 9.63 名／日）

※3：ホームページ <https://deafgunma-kira.com/>

※4：「虐待防止」「基本的接遇」「手話の基礎知識」「聴覚障害の基礎知識」「人工内耳・補聴器」「不審者対応」「交通安全」「災害対応（洪水・地震）」

3 会議の開催に関する事項

(1) 総会

令和4年5月21日(土) 13時から14時 第8回定期総会開催
於 聴覚障害児児童クラブきらきら事業所

(2) 理事会

日時：4年5月21日(土) 10時から12時(1回)
場所：聴覚障害児児童クラブきらきら事業所
議題：法人運営に関すること

(3) 施設運営委員会（「聴覚障害児 児童クラブきらきら」）

場所：聴覚障害児 児童クラブきらきら事業所 事務室等
議題：経営状況、人員体制、事業内容、研修に関する事など